

《電子的診療情報連携体制整備加算 2 について》

診療報酬算定要件に基づき、令和 8 年 6 月 1 日から下記の通り算定いたします。

診療報酬点数名称		点数
電子的診療情報連携体制整備加算 2	初診 月に 1 回	9 点
	再診 月に 1 回	2 点

当院は、電子的診療情報連携体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行っております。

オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施するため、マイナ保険証の利用をよろしくお願いいたします。

- ・オンラインによる診療報酬請求を行っております。
- ・診療報酬明細書を患者様に無償で交付しております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、電子的診療情報連携を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・マイナポータルの医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じております。
- ・電子処方箋の発行を行っております。
- ・当院の電子カルテは、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制及び「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェース」を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスの取組を実施してまいります。(今後導入予定)